

広島県告示第三百四十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によつて、二級河川羽原川水系河川整備計画を平成二十年三月十三日に定めた。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山